

平成31年度

政府予算編成及び施策に関する要望

平成30年7月4日

宮崎県町村会

平成31年度政府予算編成及び施策に関しまして、別添のとおり提案・要望します。

つきましては、その実現について特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年7月4日

宮崎県町村会

会 長 西米良村長 黒 木 定 藏

副会長 高千穂町長 内 倉 信 吾

三 股 町 長 木佐貫 辰 生

高 原 町 長 高 妻 経 信

国 富 町 長 中別府 尚 文

綾 町 長 前 田 穰

高 鍋 町 長 黒 木 敏 之

新 富 町 長 小 嶋 崇 嗣

木 城 町 長 半 渡 英 俊

川 南 町 長 日 高 昭 彦

都 農 町 長 河 野 正 和

門 川 町 長 安 田 修

諸 塚 村 長 西 川 健

椎 葉 村 長 椎 葉 晃 充

美 郷 町 長 田 中 秀 俊

日 之 影 町 長 佐 藤 貢

五ヶ瀬町長 原 田 俊 平

目 次

	(頁)
1. 地方創生の更なる推進について	1
2. 町村財政基盤の確立について	2
3. 介護保険制度の円滑な実施について	4
4. 地域医療対策の推進について	6
5. 少子化対策の推進について	7
6. 障害者保健福祉施策の推進について	8
7. 医療保険制度の一本化の実現について	9
8. 生活環境の整備促進について	10
9. 空き家対策の推進について	11
10. 農業対策の充実強化について	12
11. 森林・林業対策の推進について	14
12. 野生鳥獣対策の推進について	16
13. 道路の整備促進について	17
14. 防災対策の推進について	18
15. 町村消防等の充実強化について	19
16. 公職選挙制度の改善について	20

1. 地方創生の更なる推進について

農山漁村地域を多く抱える町村では、少子高齢化・人口減少が急速に進行する中で、自ら知恵を絞り人口減少の克服と地域の活性化に向け、住民等と一体となって地方創生の取組を進めているところです。

町村が進める地方創生の取組は、政府が掲げる一億総活躍社会の実現につながるものであります。

については、地方創生の更なる推進に向け、次の事項について特段のご配慮をお願いします。

1. 町村は今後、農山漁村の地域資源を掘り起こし、有効活用することで雇用の場を増やすとともに、子育て、学校教育、地域活動等で幅広く世代間の連携を強化し、外からのひと・技術等を積極的に活用して都市との共生と交流を進めるなど、まちづくりになお一層取り組んでいくことから、町村が実施するこれらの施策について、制度的にも、財政的にも支援すること。
2. 地方創生推進交付金については、町村が総合戦略に基づいた目標達成のため、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、自由度の高い交付金とするとともに、その規模を拡充すること。
また、地方創生に係る事業を円滑に実施するため、必要な予算額を継続的に確保するとともに、地方創生道整備推進交付金については、財政措置を拡充すること。
3. 地方への移住や定住を希望する国民のニーズに応えるため、情報提供体制の充実や農林漁業の後継者対策など就業対策の強化、医療や教育体制の充実等による居住環境の整備を図り、田園回帰の流れを加速するとともに、移住や定住のみならず農山漁村地域に多様な関わりを持つ人々（関係人口）の拡大に向けた取組を支援すること。

2. 町村財政基盤の確立について

現在我が国では、人口減少の克服と地方創生が喫緊の課題となっており、国、地方あげてこれらの課題に積極的に取り組んでいます。一億総活躍社会の実現のためには、地方創生の取組を更に推進していく必要があります。

町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠であります。ついては、次の事項について特段のご配慮をお願いします。

1. 町村税源の充実強化について

- (1) 地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることに鑑み、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。
- (2) ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い町村において極めて貴重な財源となっている。所在町村においては、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防災対策、農業・水質調査等の環境対策、消防・救急など、特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっていることから、引き続き現行制度を堅持すること。
- (3) ふるさと納税制度は、ふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設されたものであり、地域活性化や人口減少対策等の地方創生に資する効果があるので、本来の趣旨・目的を広く周知し制度の健全な発展を図ること。

2. 地方交付税の充実強化について

(1) 人口減少の克服・地方創生のため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であり、特に地方交付税総額の安定的確保が不可欠である。そのため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続するなど、地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保すること。

また、地方の歳出水準については、平成 31 年度以降についても町村の行財政運営が安定的に行われ、支障を来すことのないよう、平成 30 年度の水準を維持すること。

(2) 歳出の効率化を推進する観点から、アウトソーシングの推進等トップランナー方式が導入されたが、そもそも行政コストの差は、人口や地理的条件など歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことや、中山間地域では民間委託そのものが困難なところもあるなど実態は様々であることから、そうした実態を踏まえ、町村の財政運営に支障を生じないよう十分配慮すること。

(3) 近年の地方における基金の増加をもって、地方財政計画の歳出の適正化等を速やかに行うべきとの議論があるが、地方は徹底した行政改革等を行い、財政支出の削減に努めながら、災害、将来の税収の変動や公共施設の老朽化等に備え、各々町村の実情に応じて基金の積立てを行っており、こうした実態を踏まえず、単に基金の増加傾向を理由に地方財源を削減しないこと。

(4) 「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定にあたっては、今後徐々に取組の成果（成果指標）による算定方式にシフトするとされているが、条件不利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服・地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取組が必要であることを十分考慮すること。

3. 介護保険制度の円滑な実施について

介護保険制度は利用者が増加の一途を辿り、これに伴い給付費も急速に増大しています。

利用者が安心してサービスを継続して受けられるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムをより一層推進するためには、国・都道府県・市町村の連携が重要であります。また、同制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題であります。

さらに、一億総活躍社会の実現に向け、介護人材の育成・確保やニーズに見合ったサービス整備等がこれまで以上に求められています。

については、次の事項について特段のご配慮をお願いします。

1. 国の負担（居宅給付費の25%、施設等給付費の20%）のうち5%が調整財源（調整交付金）とされているが、これを外枠とするとともに、算定基準に介護保険施設の定員数を加味すること。

また、調整交付金は保険者の責めに帰さない要因による第1号保険料の水準格差の調整を行うためのものであるため、その機能を引き続き堅持すること。

2. 「介護離職ゼロ」を達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成など、引き続き人材確保に取り組むこと。

また、介護職員処遇改善加算は職種を限定せず、介護事業所に従事するどの職種にも適用すること。

3. 中山間地域においても安定的な施設運営が図られ、必要な介護サービスが確保されるよう、「特別地域加算」、「中山間地域における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」については、加算率を引き上げること。

4. 介護支援専門員の実務研修が見直されたことにより、更新研修時間が拡大し、小規模介護事業所においてはサービス提供に支障が出てきていることから、研修時間の短縮や開催地を増やすなど制度を見直すこと。
5. 居宅支援事業所の管理者要件が主任介護支援専門員とされたことから、主任介護支援専門員の確保が困難な中山間地域においては、小規模事業所の運営に影響を及ぼすことが懸念されるので、地域の実態に即して柔軟な対応を図ること。
6. 医療や介護サービスに従事する人材の参入を促進するため、介護職員就業・定着促進事業等の拡充を図ること。

4. 地域医療対策の推進について

医療体制の充実は、そこで生活する地域住民の生命や安心・安全な暮らしを保障する重要な案件であり、国においても所要の施策を展開しているが、実効性の面では必ずしも十分であるとは言いがたいものです。

特に、中山間、へき地医療機関の医師の確保は、極めて厳しさを増してきており、さらに、それを支えている中核の医療機関の医師確保の厳しさをゆえに、その二次、三次の救急機能も低下してしまっている状況であります。

また、医療の現場は益々高度化するとともに、医師の勤務環境やリスク環境も厳しさを増してきております。

これらの要因が結果として、医師の地域偏在・診療科偏在を益々加速させてしまったと考えられます。

については、次の事項について特段のご配慮をお願いします。

1. 医師等の人材確保について

- (1) 新たな専門医制度については、医師の偏在を助長することなく、地域医療を担う医師が十分確保される仕組みとすること。
- (2) 中山間、へき地においては、特に医師不足が深刻化していることから、医師確保対策を推進するため、自治医科大学の入学定員増を図ること。
- (3) 看護師、保健師、薬剤師等専門職の養成・確保するとともに、就労環境を改善し定着化を図ること。

2. 自治体病院等への支援について

- (1) 不採算部門を抱える自治体病院に対し、地域医療を確保し、経営の安定化を図るため一層の財政支援措置の拡充を図ること。
- (2) 消費税引き上げに伴い医療機関の経営に影響が生じないように、地域医療確保の観点から、診療報酬や消費税の制度見直しなど、必要な対策を講じること。

5. 少子化対策の推進について

我が国における少子化傾向はきわめて深刻さを増しています。

少子化の問題は、我が国の社会・経済・地域など、幅広い分野に大きな影響を与えるものであり、早急な対応が必要です。

一億総活躍社会の実現のためには、若者の雇用・経済的基盤を改善するとともに、仕事との両立ができる環境づくりと、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援を行う必要があります。

については、次の事項について特段のご配慮をお願いします。

1. 市町村が地域の実情に応じ、障害児を含む全ての子どもに対するサービスを安定的に実施できるよう「子ども・子育て支援新制度」の質の充実に向け、1兆円超の財源を確保すること。
また、二重行政の解消のため、国における所管を一元化すること。
2. 子どもへの医療費助成（地方単独事業）を行うことに対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額調整措置については、早急に全廃するとともに、国の制度として無償化を実施するなど、適切な措置を講じること。
3. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）が円滑に実施できるように、要件を緩和すること。
4. 病児・病後児保育事業が円滑に実施できるように、補助率を引き上げること。
5. 良好な保育の提供のため、保育士の養成や潜在保育士の掘り起こしなど、引き続き人材確保に取り組むこと。
6. 幼児教育・保育の無償化に当たっては、地方と十分協議するとともに国の責任において実施すること。

6. 障害者保健福祉施策の推進について

障害者及び障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活を営み、一億総活躍社会に向けて積極的に社会参加ができるよう、制度に谷間のない福祉施策を推進し、安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る必要があります。

については、次の事項について特段のご配慮をお願いします。

1. 「障害支援区分」の認定事務を行う町村職員及び認定業務に携わる認定調査員が、客観的かつ公平・公正な認定業務を実施できるよう、更なる研修の充実を図ること。
2. 「障害者総合支援法」に基づく居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援等については、国庫負担基準額が設けられているが、基準額を超えて支出した場合は、町村の自主財源での対応となり、大きな負担となっているので、実態に即した補助率とすること。
また、地域生活支援事業等については、国の責任において必要な予算額を確保すること。
3. 障害福祉サービスを継続して提供できるよう、事業者参入を促進するとともに、従事者の養成等、人材確保に取り組むこと。
4. 障害者差別解消法の施行に伴い、町村が実施する社会的障壁の除去のための施設の構造の改善及び設備の整備等の取組に対し、財政支援を充実すること。

7. 医療保険制度の一本化の実現について

国民健康保険については、平成 30 年度から新制度に移行したが、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に向けては課題が残されています。

については、次の事項について特段のご配慮をお願いします。

1. 国民皆保険制度を堅持するためには、負担と給付の公平が不可欠であり、都道府県を軸として保険者の再編・統合を推進し、公的医療保険を全ての国民に共通する制度として一本化すること。
2. 国民皆保険制度を堅持するため、平成 30 年度から実施されている約 1,700 億円追加国費を継続するとともに、更なる国庫負担の引き上げなど国保の財政基盤の一層の強化を図ること。

8. 生活環境の整備促進について

国民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、生活環境の整備対策を強力に実施していく必要がありますので、次の事項について特段のご配慮をお願いします。

1. 水道施設等の整備促進について

- (1) 耐震性及び安全性強化のための水道施設の整備を促進するとともに、財政支援を拡充すること。
- (2) 上水道・簡易水道・下水道事業は、人口減少等による料金収入の減少や施設設備の老朽化の急激な進展等の課題がある中、専門職員の不足やノウハウの維持・継承が懸念されるので、技術的・人的支援と併せ、財政措置を充実・強化すること。

2. 生活排水処理施設の整備促進について

循環型社会形成推進交付金については、適正な交付金額とするとともに、必要な予算額を確保すること。

9. 空き家対策の推進について

過疎化、少子高齢化が急速に進む中、適切な管理が行われていない空き家が増加してきており、防災、防犯、火災予防、衛生、景観、地域活性化などの面で全国的に問題化しています。

については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、町村が空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、次の事項について特段のご配慮をお願いします。

1. 町村の空き家対策に要する費用、特に行政代執行の費用等に対し、必要な財政上の措置を講じること。
2. 空き家の有効活用は、移住・定住の環境整備をはじめ地方創生の観点からも重要な課題となっていることから、上記特別措置法による特定空き家に該当しない空き家についても、利用実態に応じた住宅用地特例の取扱いの一層の明確化を図るなど税制面での検討を含め、町村における空き家の有効活用等が一層推進されるよう制度的な方策を講じるとともに、地方創生推進交付金の弾力的活用など財政面においても積極的な支援を行うこと。

10. 農業対策の充実強化について

我が国の農村は農業所得の減少や地場産業の衰退などから人口の減少、高齢化といった厳しい現状にあります。食料の供給や国土の保全等の多面的機能の維持等、農業・農村の再生と振興は極めて重要な課題です。

よって、食料・農業・農村基本計画を踏まえ、地域がそれぞれの特徴を活かした農業政策を実施し、農村が将来にわたり持続できるよう、次の事項について特段のご配慮をお願いします。

1. 中山間地域における農業対策の強化について

(1) 中山間地域における農地は、傾斜地が多く小区画、不整形であるなど生産条件が厳しく規模拡大による所得の確保が困難である。

については、規模拡大やコスト低減が困難な中山間地域においても、農業者が将来に希望を持って農業に従事していけるよう、中山間地域における農業対策の強化を図ること。

(2) 適地適作による水田のフル活用と需要に応じた生産の取組を支援するため、「水田活用の直接支払交付金」に係る予算額を継続的に確保し、水田農業対策の充実・強化を図ること。

(3) 中山間地域等直接支払制度の畑地の交付単価を引き上げること。

2. 地域農業の担い手の育成について

地域農業の担い手の育成・確保に当たっては、多様な経営形態や地域の実態に応じた対策を講じること。

また、農業次世代人材投資事業については、新たに農業を志す全ての人が交付対象となるよう、年齢要件を撤廃するとともに予算額を確保すること。

3. 農地中間管理事業について

- (1) 「農地耕作条件改善事業補助金」については、必要な予算額を確保するとともに、中山間地域においても事業が推進できるよう要件を緩和すること。

- (2) 農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化につながる農地の貸借については、担い手間の場合においても機構集積協力金の対象とすること。

11. 森林・林業対策の推進について

森林地域に立地する林業や山村・水源地域は、林産物の供給のみならず、国土の保全や水源かん養等の多面的機能を有しているが、過疎化・高齢化に伴う林業従事者の減少、森林荒廃、再造林の遅れ等が長期化し、極めて厳しい状況が続いています。

このような中、魅力ある地方を創生するためには、国産材の効率的かつ安定的な供給と需要の拡大等により、林業の成長産業化を実現し、人口減少が進む山村地域に産業と雇用を生み出すことが重要です。

また、森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策を推進し、多面的機能の維持・向上により、美しく伝統ある山村を次世代に継承することが必要です。

については、次の事項について特段のご配慮をお願いします。

1. 国産材の需要拡大について

公共建築物等の木造化の推進、間伐材等の利活用の促進を強化するため「林業成長産業化総合対策」の所要額を確保し、国産材の安定供給と品質向上のための体制を確立するとともに、木材需要の喚起と拡大を図ること。

2. 再造林の推進について

(1) 伐期到来により伐採面積が増加し、再造林の必要性が一層高まっている。

については、伐採跡地への速やかな再造林を行い植栽未済地の増加を抑えるため、必要な予算額を確保するとともに、造林補助金（造林地拵え、下刈り、除間伐）の補助率を引き上げるなど、再造林に係る支援策の拡充強化を図ること。

(2) 再造林に不可欠な苗木の安定供給のため、優良苗木の生産施設の整備等、苗木の生産体制の整備を進めること。

3. 担い手の育成について

「緑の雇用」関連事業における期間の延長や助成単価の引き上げ等の拡充を図り、林業就業者に対する支援措置を強化すること。

また、森林施業プランナーやフォレスター等の人材の育成を強化し、森林施業や経営の集約化、木材の加工流通体制の整備を強力に推進すること。

4. 森林環境税（仮称）について

森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の用途については、地域の実情に応じて市町村が必要な事業を弾力的に実施できるよう、使い勝手のよいものとする。

また、新税に係る財政需要を確実に地方財政計画に上乗せして計上するとともに、森林整備事業予算の削減は行わないこと。

12. 野生鳥獣対策の推進について

野生鳥獣による被害は、営農意欲の減退をもたらすなど、農山漁村の暮らしに深刻な影響を与えており、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが重要であります。

については、次の事項について特段のご配慮をお願いします。

1. 野生鳥獣は依然として増加しており、さらに気候の変化による生息域の広がりにより、その被害は依然として増加の一途を辿っていることから、野生鳥獣に対する被害に対しては、関係省庁が連携して強力的に推進するとともに、個体群管理の徹底を図ること。

また、鳥獣被害防止総合対策交付金については、必要な予算額を確保するとともに、ジビエの処理加工施設へ搬入できないイノシシ、シカに係る捕獲活動経費の上限単価を引き上げること。

2. 広大な面積を有する国有林内における有害鳥獣対策は、国が主体となって実施すること。
3. 狩猟者の負担軽減など担い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・強化を図ること。

13. 道路の整備促進について

地域住民の生活、生命、財産を守るために、社会経済活動を支える道路網の整備は、重要かつ緊急の課題となっています。

近年の東日本大震災や熊本地震等の大規模災害において、「命の道」となる災害に強い道路の重要性が再認識されたところです。

また、本県においても、近い将来高い確率で起こると言われている南海トラフ巨大地震・津波災害に対応できる道路政策を強力に推進する必要があります。については、次の事項について特段のご配慮をお願いします。

1. 国道・県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備を推進するため、適切な財政措置を講じること。
特に、整備の遅れている地域については、重点的に予算を配分すること。
2. 既存の道路においても、地域の安全・安心の観点から、緊急活動に支障を来すような狭小道路の拡幅整備や安全な通学路の整備、落石・崩壊防止対策等、町村において必要な道路整備及び維持・修繕が行えるよう、予算額を確保すること。
3. 産業、経済、文化の振興など地域活性化には、広域的な交通ネットワークが必要不可欠なので、九州中央自動車道（九州横断自動車道延岡線）の「国道 218 号高千穂日之影道路」の早期完成及び「五ヶ瀬～蘇陽間」、「高千穂 IC～末市間」、「日之影～蔵田間」の早期事業化を図ること。
4. 平成 31 年度道路関係予算は所要額を確保するとともに、長期かつ安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設すること。

14. 防災対策の推進について

我が国は、地震列島であり、急峻な山地や河川が多く、災害を受けやすい国土であることから、その被害を最小限に止めるため、大震災やその後の台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災対策の強化が急務であります。

特に本県は、地形的に急峻な山地と広範囲に分布するシラスなどの特殊土壌により、数多くの土砂災害危険箇所があります。

真に豊かな生活を実現するため、治山・治水事業を積極的に推進することが緊急の課題であります。

については、次の事項について特段のご配慮をお願いします。

1. 治山・治水対策について

森林と河川を一体的に捉えた治山・治水対策、土砂災害対策及び防災対策の強化を図るため、予算枠を拡大するなど財政措置の拡充を図ること。

2. 防災・減災対策の強化について

- (1) 防災・減災等に資する社会資本の老朽化対策を総合的に推進し、とりわけ橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を講じること。
- (2) 命と暮らしを守るインフラの再構築を支援する「防災・安全交付金」については、交付率を引き上げるとともに、必要な予算額を確保すること。
- (3) 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」による「特別強化地域」の避難施設整備等については、必要な予算額を確保すること。
- (4) 緊急防災・減災事業債については、対象事業の拡大を図るとともに、引き続き必要な予算額を確保すること。
- (5) 活動火山対策特別措置法における「防災営農施設整備計画」の対象農作物を拡大するとともに、「防災林業経営施設整備計画」の実施に伴う経費については、助成制度を創設すること。

15. 町村消防等の充実強化について

近年の災害や事故の大規模化、住民ニーズの多様化等の環境変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守るため、消防防災体制の充実強化を図る必要がありますので、次の事項について特段のご配慮をお願いします。

1. 過疎地域や中山間地域では、消防団員の高年齢化や団員数の減少が懸念されるので、消防団員確保対策を拡充・強化すること。
2. 防災士は、地域の防災力の向上を図るうえで重要であるので、資格取得にかかる助成制度を拡充すること。

16. 公職選挙制度の改善について

1. 次期参議院選挙において合区による選挙が再び行われることのないよう、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度とすること。
2. 区、市、町村の別により設定されている国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算定については、実情を考慮し所要の改善を図ること。
3. 町村も市と同様に選挙運動用自動車の使用、ビラ及びポスターの作成について、公営選挙の対象とするとともに、財政措置を講じること。